

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（趣旨・全体構成）

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、**部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの**

※公立中学校等が主な対象（「IV 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - (1) 基本的方針
 - (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - (3) 留意事項

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照
 - (1) 趣旨
 - (2) 想定される認定の効果
 - (3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
 - (4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - (1) 地方公共団体における体制整備
 - (2) 国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - (3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
 - (4) 関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
 - (1) 運営団体・実施主体の整備等
 - (2) 指導者の確保・育成
 - (3) 活動場所の確保
 - (4) 活動場所への移動手段の確保
 - (5) 生徒の安全・安心の確保
 - (6) 障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - (1) 学校部活動に関する方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
 - (1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
 - (2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - (3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - (1) 大会等への参加の引率
 - (2) 大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

VI 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

- ① 地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
- ② 部活動の地域展開等に関する参考資料

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主な内容）

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出

【中間評価】



改革の理念等

休日
平日

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す

※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）

※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要

取組方針

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）

競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築

認定制度

【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等

【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内） / 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか） / 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等） / 安全確保 / 学校等との連携

地域展開の円滑な推進に当たっての対応

推進体制
各種課題への対応
ニーズ反映・参画促進等

国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県等 / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等

①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等)
④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理

生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）

部活動の在り方

- 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等）
- 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメントいじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応、再発防止、過度な練習等の防止等）
- 適切な活動時間・休養日等の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

大会等の在り方

- 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ● 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等）
- 生徒の安全確保（熱中症対策等） ● 大会等の在り方の見直し（多様なコースを踏まえた大会等の開催等）

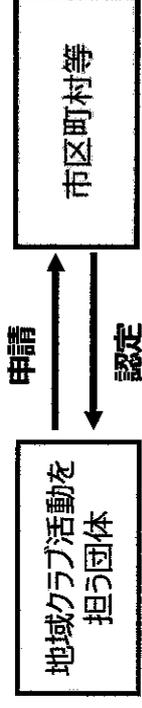
関連制度

従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）
教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定
認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施



- ※ 国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす
- ※ 認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

認定要件

事項

主な内容

- | 事項 | 主な内容 |
|-----------|---|
| ①活動の目的・理念 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む） |
| ②活動時間・休養日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・ 週2日以上以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定） |
| ③参加費等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる） |
| ④指導体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・ 市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※）
（※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定） |
| ⑤安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・ 怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等） |
| ⑥運営体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせず運営 |
| ⑦学校等との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有 |

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ① 生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ② 地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業 ④ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

4 説明・報告（2） 本市の現状について

① 富津市の令和7年度の取組みについて（主なもの）

部活動指導員 部活動外部指導者（無償）	周知活動について	その他
<p>○富津中柔道部、大佐和中ハ、ドミントン部、天羽中卓球部に配置（4月～）</p> <p>○市内3中学校に部活動外部指導者（無償）を15名依頼（4月～）</p>	<p>○スポーツ少年団等の会議に訪問しての説明（4月）</p> <p>○各中学校を回り、職員への説明（小中学校保護者には進捗状況のお知らせを送付）（9～10月）</p> <p>○市スポーツ協会の会議で、会長より進捗状況の説明（9月）</p> <p>○市PTA連絡協議会等の会議に行つての説明（2月）</p> <p>○「広報ふつつ2月号」で、市の方向性について周知</p>	<p>○部活動地域移行協議会 ⇒「部活動地域展開協議会」に名称変更（11月）</p> <p>○千葉県教育委員会主催の指導者向け研修に部活動指導員、外部指導者（無償）が参加</p> <p>○生涯学習課（スポーツ少年団）による指導者向け研修に部活動指導員が参加（2月）</p>

② 部活動指導員について、各学校からの感想

- 顧問がつけない日も部活動指導員が平日や休日の活動についていただけるので、その分仕事や家のことなどに時間を使えるのでありがたい。
- 大会の日は、顧問は大会役員としての仕事があるので、生徒についてもらえるのは助かる。
- 部活動指導員になる以前も、ボランティアの外部指導者としてかかわっていただいていた方なので、安心できる。

③ 部活動外部指導者（無償）について、各学校からの感想

- 部員数が多いので、平日朝もきてくれることで、指導者が充実して助かる。
- 顧問が専門的な知識がない部もあるので、外部指導者（無償）が技術指導をしてくれるので、ありがたい。
- 顧問とコミュニケーションをとってくれ、顧問のやりやすいように雰囲気を作ってくれるので助かる。
- 小学校の時にもスポーツ少年団等で子どもたちの指導をしていただいていた方なので、子どもたちも安心して関わりをもっている。
- 人材バンクに登録いただけるのはありがたいが、登録いただいた種目と学校の顧問人数や専門性等が、合わない場合がある。
- 登録いただいた方が、どのような人柄かわからない部分があるので、依頼するのに不安がある場合もある。

「富津市認定地域クラブ活動」研究指定事業の実施について (素案)

1 研究指定事業実施の目的

部活動地域展開について、令和 7 年 1 1 月末に文部科学省から「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が出された。その中の「2 地域クラブ活動の在り方及び認定制度」の趣旨に、部活動の地域展開により創出される「地域クラブ活動」について、民間のクラブチーム等との差別化や質の担保の観点から、国がガイドラインにより示す要件及び認定手続き等に基づき、市町村等において認定を行う（認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称）とある。富津市では、本事業をとおり、富津市に合った形を検証するとともに、課題を明確にし、今後の方針を検討する際に役立つ。

2 対象クラブ

富津中学校柔道部 (活動場所 富津中武道場)

3 研究指定事業実施期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

4 実施方法

- (1) 富津中柔道部は、部活動として活動を継続する。
- (2) 富津中柔道部は、「富津市認定地域クラブ」(柔友会)として土日の活動が展開された時のことを想定し、毎月富津市教育センターに予想される課題を報告する。
- (3) 報告内容は、「大会参加についての課題」、「休日練習の課題について」、「その他について」等。別紙様式 1 参照
- (4) 報告された内容は、年に 3 回実施される「富津市部活動地域展開協議会」で共有し、予想される課題について協議する。
- (5) 本研究指定事業は、富津中柔道部を近年廃止し、柔友会としてのみ活動することではなく、将来「富津市認定型地域クラブ」が開始される時のために課題を把握するためのものである。

5 今後のスケジュール

令和8年1月	<ul style="list-style-type: none"> ○富津市教育委員会、富津中学校、富津柔友会により、研究指定事業が実施可能か協議を行う ○千葉県小中体連君津支部と、大会運営費（君津支部からのもの）の在り方について検討
令和8年2月	○富津市部活動地域展開協議会での議題にし、課題を検討する
令和8年4月 から 令和9年3月	<ul style="list-style-type: none"> ○富津中柔道部員及び、保護者に対して「富津市認定地域クラブ」研究指定事業についての説明を行う。 ○部員、保護者に向けて地域クラブについてのアンケートを実施 ○富津市部活動地域展開協議会で議題にし、課題等を検討する。 ○富津市教育委員会地域クラブ認定要綱（仮称）を作成する

6 「富津市認定地域クラブ活動」として活動した場合、予想される「よさ」、「課題」

認定地域クラブにすることの「よさ」	
○	顧問の異動に関わらず、生徒は継続・安定して該当種目の指導を受けられる
○	所属する部活動の人数が減り、部活動が規定により廃部になる人数になっても、地域クラブとして継続して行える
○	市内、近隣市の該当種目の人口が増える（継続できる環境が長くつづくため）
○	顧問の先生、地域クラブの指導者等、様々な人にふれ、生徒の成長につながる。
○	今までは、富津中、富津柔友会と2つあったため、県大会に出場した場合の大会役員が大変だったが、1つの団体になるため大会役員が少なくてよくなる
認定地域クラブにすることで起こる「課題」	
●	顧問の先生、部活動指導員の報酬がなくなる（現在は多くの地域クラブは指導者報酬を受け取っていないため）
●	生徒の保険は、学校で加入しているものの他に入る必要がある
●	県大会、関東大会等の上位大会に出場した際、学校や市からの補助が受けられない
●	平日（柔道部）と休日（柔友会）の指導者が異なる場合、指導方針についての情報共有を行う必要がある
●	支部大会の運営費は、小中体連から割り当てがあったが、支部内に中学校柔道部が0になるため、どのような扱いにするか検討が必要
●	地域クラブとなることにより、「富津市認定地域クラブ」の要綱の管理運営は、生涯学習課にする等、様々な機関が連携する必要がある

【様式1】

「富津市認定地域クラブ」研究指定事業に関する報告書（ ）月分

記載者氏名（ ）

項目	報告内容
実施部活動名	富津中学校柔道部
大会について	大会名（ ） 主催者（ ） 場所（ ） 参加人数（大会参加 名／ 全部員 名）
	大会名（ ） 主催者（ ） 場所（ ） 参加人数（大会参加 名／ 全部員 名）
	柔友会として大会に参加した場合、想定される課題など
休日の練習	柔友会として練習に参加したと想定した場合の課題など
その他	その他 課題に感じたこと

5 議事(2) 富津市休日部活動の地域展開に関する推進計画 (案)

(令和8年度～令和13年度)

(1) これまでの成果と今後の課題		
部活動指導員を各校1名ずつ配置できたことで、子どもたちの活動機会を確保した上で、教員の負担軽減につながっている。また、ボランティアでの外部指導者を市内で約15名確保でき、技術面からのサポートができた。しかし、全ての活動がカバーできるわけではないので、今後地域クラブや拠点校方式等の在り方を検討する必要がある。		
(2) 重点目標		
○外部指導者(無償)の人数を増やし、教員の負担軽減と地域人材の活用に取り組む。 ○部活動指導員は各校で1名以上配置を継続する。令和8年度からは市内4名を検討(予算要求) ○学校、地域等に市の部活動に対する方策を周知する。		
(3) 取組事項		
項目	達成目標	
外部指導者(無償)の増員	令和13年度末までに各部活動で1人以上運用する。	
部活動指導員	各校で1名以上配置を継続する。令和8年度からは市内4名を検討(予算要求)	
行政認定型地域クラブの仕組みづくりと団体募集	行政認定型地域クラブの書類の様式を整え、市内のスポーツ少年団等に声をかけ、地域クラブとして活動できる団体、個人を増やす。	
情報発信	学校、地域、スポーツ少年団等へ訪問説明、HP等で発信を行う。	
(4) スケジュール		
時期		取組目標、内容
令和8年度	改革 実行期 前期	外部指導者(無償)を募集する。(目標 市内全体で20人以上) 部活動指導員を、各校で1名以上配置を継続する。令和8年度からは市内4名を検討(予算要求) 富津市地域クラブ認定要綱の仕組みを整える。 スポーツ少年団、スポーツ協会等に富津市教育委員会地域クラブの周知募集をする。 学校、地域、スポーツ少年団等へ訪問説明、HP等で発信を行う
令和9年度		外部指導者(無償)を募集する。(目標 市内全体で23人以上) 部活動指導員を各校で1名以上配置を継続する。令和8年度からは市内4名を検討(予算要求) 富津市地域クラブ認定要綱に沿って、希望するクラブについて、市内で1つ地域クラブを認定する。 スポーツ少年団、スポーツ協会等に富津市教育委員会地域クラブの周知募集をする。 学校、地域、スポーツ少年団等へ訪問説明、HP等で発信を行う
令和10年度		外部指導者(無償)を募集する。(目標 市内全体で26人以上) 部活動指導員を各校で1名以上配置を継続する。令和8年度からは市内4名を検討(予算要求) 富津市地域クラブ認定要綱に沿って、希望するクラブについて、 市内 で複数の地域クラブを認定する。 スポーツ少年団、スポーツ協会等に富津市教育委員会地域クラブの周知募集をする。 学校、地域、スポーツ少年団等へ訪問説明、HP等で発信を行う

令和11年度	改革 実行期 後期	<p>外部指導者（無償）を募集する。（目標 市内全体で29人以上）</p> <p>部活動指導員を各校で1名以上配置を継続する。令和8年度からは市内4名を検討（予算要求）</p> <p>富津市地域クラブ認定要綱に沿って、希望するクラブについて、市内で複数の地域クラブを認定する。</p> <p>スポーツ少年団、スポーツ協会等に富津市教育委員会地域クラブの周知募集をする。学校、地域、スポーツ少年団等へ訪問説明、HP等で発信を行う</p>
令和12年度		<p>外部指導者（無償）を募集する。（目標 市内全体で32人以上）</p> <p>部活動指導員を各校で1名以上配置を継続する。令和8年度からは市内4名を検討（予算要求）</p> <p>富津市地域クラブ認定要綱に沿って、希望するクラブについて、市内で複数の地域クラブを認定する。</p> <p>スポーツ少年団、スポーツ協会等に富津市教育委員会地域クラブの周知募集をする。学校、地域、スポーツ少年団等へ訪問説明、HP等で発信を行う</p>
令和13年度		<p>外部指導者（無償）を募集する。（目標 市内全体で35人以上）</p> <p>※令和7年度現在の市内の3中学校の部活動数合計が35</p> <p>部活動指導員を各校で1名以上配置を継続する。令和8年度からは市内4名を検討（予算要求）</p> <p>富津市域クラブ認定要綱に沿って、希望するクラブについて、市内で複数の地域クラブを認定する。</p> <p>スポーツ少年団、スポーツ協会等に富津市教育委員会地域クラブの周知募集をする。学校、地域、スポーツ少年団等へ訪問説明、HP等で発信を行う</p>